

高額診療を受ける場合は限度額適用認定証の申請を

国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している人が高額な診療を受けて、1カ月の窓口負担が自己負担限度額を超えたとき、治療費の一部が高額療養費として支給される制度があります。
該当する場合は、窓口で手続きをしてください。
詳しくは、**本保険年金課(☎2461)**へ。

限度額適用 などについて

「限度額適用認定証」を事前に医療機関に提示すると、同一保険医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までになります。

自己負担限度額は、年齢や所得の区分により異なりますので、詳しくは、保険年金課へ問い合わせてください。

また、国民健康保険加入者の場合は、世帯主とその世帯の国保加入者の全員が住民税非課税のとき、後期高齢者医療制度加入者の場合は、世帯員全員が住民税非課税のとき、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を保険医療機関で提示すると、同一保険医療機関窓口での支払いが該当する所得区分の自己負担額までに抑えられるほか、入院したときの食事代も減額されます。

限度額適用認定証の申請方法

※限度額適用認定証を提示せず、自己負担額を上回る医療費の支払いをした場合は、後日払い戻されます

限度額適用認定証の交付を希望する人は、次の持ち物をそろえて窓口で申請してください。

持ち物 ①保険証 ②世帯主・被保険者のマイナンバー

③入院期間が分かる領収書など(住民税非課税の人で、限度額適用認定証が発行されてからの入院が過去1年間に91日以上の場合のみ)

※国民健康保険加入者の場合、国保税に未納があると限度額適用認定証を交付できない場合があります。また、前年所得の申告をしていることが必要です
申請窓口 保険年金課または各行政センター

その他 住民税課税世帯の70歳以上の人で、「高齢受給者証」に記載してある負担割合が「2割」となっている人は申請不要です。また、「高齢受給者証」に記載してある負担割合が「3割」となっている人も申請が不要の場合がありますので、事前に保険年金課に問い合わせてください

限度額適用認定証を持っていない人の更新について

既に交付されている限度額適用認定証の有効期限は、7月31日(土)です。

国民健康保険に加入している人で、8月以降も引き続き限度額適用認定証を使用する場合は、更新の申請をしてください。

※後期高齢者医療制度加入者で、8月以降も交付対象になる人には、新しい限度額適用認定証を郵送しますので、申請は不要です

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の納税通知書を郵送します

令和3年度の納税通知書を、7月中旬に郵送します。
(納税義務者が異なります)
国保税 納税義務者は世帯主です。世帯主以外の家族が加入していても、世帯主に納税通知書を送付します
後期保険料 納付義務者は被保険者(加入者)一人一人です。 ※令和3年度に軽減措置などが改定になりました。詳しくは、広報しづかわ5月1日号8〜9ページを参照してください
年金天引きを中止したいとき 申請により納付方法を年金天引きから口座振替に切り替えることができます。

り替えることができます。
手続方法 金融機関で口座振替の手続きを行った後、保険年金課または各行政センターに口座振替依頼書の本人控・被保険者証を持参し、変更手続きをしてください
注意事項 口座振替ができない場合は、年金天引きが再開される場合があります
(納付の方法)

本納税課や各行政センター、金融機関、コンビニ、スマートフォンアプリなどで納付してください。
詳しくは、**本保険年金課(☎2429)**へ。

8月更新の国民健康保険 高齢受給者証を7月中に郵送します

国民健康保険の加入者で、70歳以上75歳未満の人には、高齢受給者証が交付されます。

この受給者証には、国保の記号・番号や氏名などのほか、一部負担金の割合(3割または2割)が記載されています。この割合は、前年の所得によって決められます。

新しい受給者証(有効期間は原則8月1日(日)〜令和4年7月31日(日))は、7月中に郵送します。8月1日以降に、国保の保険証と一緒に医療機関に提示してください。

詳しくは、**本保険年金課(☎2461)**または各行政センターへ。

市オリジナル婚姻届・出生届を配布します

市は、結婚されるお二人への祝福の気持ちを伝えるとともに、市に親しみや愛着を感じてもらえるよう、

また、誕生されたお子様の健やかな成長をお祈りし、オリジナル婚姻届などを配布します。婚姻・出産の記念



▲オリジナル婚姻届



▲オリジナル出生届

に利用してください。

とき 7月1日(木)から1年間
※なくなり次第終了
ところ 市民課および各行政センターで配布します

対象 婚姻届・出生届を提出する予定の人
※1組につき1部
※住所地や本籍地に関係なく使用できます

問合せ先 本市民課(☎22459)



▲市ホームページはこちら

新型コロナウイルス感染症 傷病手当金の支給期間を延長します

6月30日を期限としていた手当金の支給を、9月30日(木)まで延長します。

支給対象 市国民健康保険の加入者のうち、被用者(給与などの支払いを受けている人)が感染、または感染の疑いがあったり仕事を休み、事業主から給与などを受け取ることができない場合
支給対象日数 令和2年1月1日〜令和3年9月30日(木)間で、就労ができなくなった日から起算して4日目以降の就労ができない日数
※入院が継続する場合などは最長1年6カ月分まで支給

支給額 日額平均給与×3分の2×支給対象日数
※日額平均給与とは、直近の連続した3カ月間の給与など収入の合計額を就労日数で割った金額になります
申請方法 休業状況の確認などが必要なので、電話で問い合わせてください
問合せ先 本保険年金課(☎22461)



▲市ホームページはこちら

サマージャンボ宝くじ サマージャンボミニの 販売が始まります

市町村振興宝くじ(サマージャンボ宝くじ・サマージャンボミニ)の収益金は、市町村振興基金として積み立てられ、運用益とともに、市町村が行う公共事業に対する資金の貸し付けや、自治会の活動に対する助成事業などに活用されています。

発売期間 7月13日(火)〜8月13日(金)

抽選日 8月25日(水)

発売場所 全国の宝くじ売場
※インターネットによる購入もできます

金額 各1枚300円

問合せ先 県市町村振興協会(☎027-290-1350)



7月は「社会を明るくする運動」 強調月間・再犯防止啓発月間です

「社会を明るくする運動」は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

市は、渋川地区推進委員会による街頭広報、広報車による啓発、主要施設へのポスター掲示、リーフレット「社明だより」の全戸配布などを行い、「社会を明るくする運動」を推進します。
詳しくは、☎地域包括ケア課(☎22250)へ。